

浜田市三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、集会施設の整備を行う自治会等に対し、その整備に要する費用の一部を補助することにより、自治会等の活動の活性化を図り、もって活力ある地域コミュニティの形成に資することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、三隅自治区において、単一又は複数で集会施設の整備を行う自治会等（自治会又は集落として一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体をいう。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、集会施設の増築、改築、改装及び修繕に要する経費又は集会施設の周辺整備に要する経費とする。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、150万円を限度とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

2 前項の場合において、補助金の額は、当該補助対象事業に対し、浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱（平成18年浜田市告示第57号）に定める集会所施設、関連設備等整備事業の補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金の額を控除した額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書の写し
- (4) 平面図等
- (5) 現況写真（補助事業実施前）

(6) 地域計画書（自治会等が自らが住み良い地域づくりを進めるため、地域の課題、問題点等を明確にし、改善する方策を定めた計画書をいう。）
（策定済みの場合に限る。）

(7) その他市長が必要と認める書類
（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
（変更承認申請）

第7条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、三隅自治区コミュニティ施設整備事業変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。
（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに三隅自治区コミュニティ施設整備事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し又は請求書の写し
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の経過又は成果を証する書類、写真等
- (4) その他市長が必要と認める書類
（交付額の確定等）

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。
（交付請求）

第10条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金交付請求書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金交付申請書

三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり浜田市三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱第 5 条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 見積書の写し
 - (4) 平面図等
 - (5) 現況写真（補助事業実施前）
 - (6) 地域計画書（策定済みの場合に限る。）
 - (7) その他

様式第 2 号（第 6 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 交付条件

（却下理由）

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩

三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって交付決定のあった三隅自治区コミュニティ施設整備事業について、下記のとおり変更したので、浜田市三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更年月日
- 4 添付書類

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩

三隅自治区コミュニティ施設整備事業実績報告書

年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあった三隅自治区コミュニティ施設整備事業の実績について、下記のとおり浜田市三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱第 8 条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の実施期間
- 2 補助事業の経費精算額 円
- 3 補助金の交付決定通知額 円
- 4 添付書類
 - (1) 契約書の写し又は請求書の写し
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助事業の経過又は成果を証する書類、写真等
 - (4) その他

様式第 5 号（第 9 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、浜田市三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 補助金の交付決定通知額 | 円 |
| 2 | 補助事業の対象経費の精算額 | 円 |
| 3 | 補助金の交付確定額 | 円 |
| | (交付決定通知額) - (交付確定額) | 円 |

様式第 6 号（第 10 条関係）

三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金交付請求書

一 金								円
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

これは、 年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって、交付決定通知（確定通知）のあった補助金

内 訳	既 交 付 額	円
	今 回 請 求 額	円
	未 交 付 額	円

浜田市三隅自治区コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜田市長 様

住所

氏名

印

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金 融 機 関 名	
同 店 舗 名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店
預 金 種 目	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	フリガナ